

## 規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG（教育分野）議事概要

1．日時：平成18年12月5日（火）16：00～17：30

2．場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3．議題：教育分野に関する文部科学省との公開討論

「学校教育活動に関する学習者からの評価の反映等について」

4．出席者： 文部科学省

金森 総括審議官、合田 官房審議官、徳久 初等中等教育企画課長、伯井  
教育水準PTリーダー、大木 教職員課長、永山 専門教育課長、澤川 行政改  
革推進室長、宮内 生涯学習企画官

規制改革・民間開放推進会議

草刈隆郎 議長、白石真澄委員、安念潤司 専門委員、戸田忠雄 専門委員、  
福井秀夫 専門委員

5．議事概要

草刈議長 それでは、始めさせていただきます。合田官房審議官始め、お忙しい中を御足労いただきまして、ありがとうございます。

私どもの方も「規制改革・民間開放推進会議」の関係で、最終答申のとりまとめで教育関係が一番遅れておるということで、これから精力的にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

今日は、合田官房審議官、金森総括審議官のお二方にお越しをいただきまして、マスコミの方にも公開して意見交換ということでございます。御多忙のところを御足労いただきありがとうございます。

先月の本会議に安倍総理にも来ていただきまして審議をしたんですが、その中で私がお話ししましたように、教育分野については今後の規制改革、あるいは内閣の方針としても非常に重要な課題と位置づけられておられますし、私自身もそう思っております。

今日は、我々が常に一番中心に据えて考えています、児童生徒、あるいは保護者、学習者の視点に立った教育の実現のための不可欠な学習者からの評価の反映というテーマで意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元に配付しております、2種類のアンケートをごらんいただきたいと思えます。厚い方ですが、これは去る11月27日発表したもので、この目的は、昨年末の第2次答申において、我々の方は児童生徒・保護者の視点に立った教育という観点から、学校選択の普及促進、そして児童生徒・保護者による教員評価、学校評価というものについて提言をいたしまして、文部科学省とも相当程度を合意をさせていただいたわけです。

こういう大変重要な内容なので、これがしっかり現場に浸透しているか、実効性が伴っているかをチェックする必要がある。つまりPDCAサイクルで言うとCの部分になります。

すが、そういうところをチェックしてみる必要があるということやってみたということなんですが、これから議論になるところですが、結果は遺憾ながら多くの事項が現場にちゃんと伝わってないということが出てきましたね。具体的な議題に際して、これから意見交換に入ろうと思いますが、議論を整理するためにあらかじめお送りしております、ヒアリング依頼項目の資料1に沿って「学校選択の普及促進」が最初のテーマです。

2番目に「児童生徒・保護者の意向を反映した学校評価・教員評価」。

3番目に「学校に関する情報公開の徹底、全国学力・学習状況調査の結果の公表等」。

以上の順番で意見交換をさせていただいて、17時30分を目途に終了させていただきたいと思います。

それでは、具体的な議論に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初の議題である「学校選択制の普及促進」について、私からポイントを御説明いたします。資料2というのがお手元にあると思いますので、こちらをごらんください。

「学校選択制の普及促進」ということで、これは去年両大臣間で折衝をさせていただいて、学校選択の具体的な普及促進策として合意した内容でございます。

これは、今年の3月30日に閣議決定をされているわけですが、ここに書いてある1~3の理由は、少なくともこの事例については単なる事例ではないと。どこの市町村でも就学校の変更が認められてよいという国の見解を示していただいたというふうに当然理解されるわけです。

しかし、アンケートを実施してわかりましたのは、これらの3つの理由で、保護者から変更の申立があった場合に拒否することがあり得るかという質問を教育委員会にいたしましたところ、これは市区教育委員会です。半数以上が拒否することはあり得るというふうに回答しております。これは資料2の左の下の四角に書いてあります。

しかし、そもそも就学校の指定を受けた後に変更できる制度があるということを知っていたかということを保護者に聞きました。これはアイテムの右のところに書いてあります。73%の保護者が、このような制度を知らなかったと回答しています。

資料3をごらんください。これは、資料2で就学校の変更の申立を拒否することがあり得ると回答した半数以上の教育委員会にその理由を尋ねた回答の一部でございます。

特にいじめを理由とする就学校の変更を認めないと回答している教育委員会の3つの例をここで載せてありますが、特に1というのが相当ひどいのではないかとと思われるわけで、ちょっと読みます。「いじめは、指導により100パーセント解決すべきものであり、できるものである。従って、申請、即、就学校の変更ではない。解決をした後、保護者、当該生徒、校長から意見を聴取し、教育的な配慮の基、それでも変更が必要と判断した場合に、これを行う」ということでございますが、要するに、100%解決すべきものであり、できるものだと、これはできていないから自殺が起こっているわけで、何という傲慢なことであろうかと怒りを禁じ得ません。

我々が学校選択を主張しているのは、いじめが起こる、これは静かにやらなければいけ

ないんでしょうけれども、学校選択によって自殺等の悲劇の予防的な措置ということで要求したのに、教育委員会側は全くこういう態度で傲慢であって、平気で悲劇を起こしているという証左以外の何ものでもないのではないかとということで、あと2、3のところは省略しますけれども、2番目も相当ひどいもので、いわゆる転校は認めないと公言する委員会があって、また指定された学校を変えられる制度が存在することを保護者にちゃんと伝えていないというのも、このアンケートから出てくるわけで、一体文部科学省の方々は教育行政を所管する立場にあるはずであって、その責任はどうなっているんだろうということと今日はしっかりお答えをいただきたいというのが、最初のところでございます。

私からの問題提起はそこまでにして、文科省の御見解を5分程度で御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

合田官房審議官 文部科学省の審議官の合田でございます。ヒアリング項目の1番目の「学校選択制の普及促進」ということについてのお答えをするようにということだろうと思いますので、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、いじめ等を理由とした就学校の変更申請の件についてのアンケートの結果についてでございますけれども、先ほど御紹介のありました個別具体の事例につきましては、どういう趣旨でこういう回答をされたのか直接存じ上げませんので、個別具体のケースについてのコメントは控えたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、個別の事情に応じて、就学校の変更をする。それに係る最終的な判断をするということは、市町村の教育委員会が行うものとなっているわけではありますけれども、その就学校の変更についての適切な運用を行うということは必要なことでございます。それにつきましては、私どもとしてきちんと市町村教育委員会に対して、指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

更に就学校を変更することができる場合の要件、及び手続については、これを公表することになっているわけございまして、これについて今回の調査の中でいまだに公表していない、あるいは公表の予定がないといったような市区があるということでございます。

この点については、私ども大変に遺憾であると思っております。この点につきましても、引き続き指導に努めてまいりたいと考えております。

就学指定後の変更の申立の制度について、保護者に周知されていないという点でございます。これにつきましても、就学校の変更が適切に活用されるためには、この制度が保護者に周知されることが重要なことだというのは、もうそのとおりだと思います。これも御案内のように、この3月30日付で学校教育法の施行規則を改正いたしまして、就学を指定する通知に保護者が就学校の変更申立できる旨を示すとしたところでございます。

そういうことですので、今回19年度入学予定者を対象とする就学校の指定の通知というのは、恐らく来年1月にかけてこれから行われるということだろうと思いますけれども、いずれにいたしましても、こういったような改正を踏まえて、市町村教育委員会においては就学校の変更の申立について、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

今年の3月に通知をいたしましたし、その後も折に触れて指導はしてきておりますけれども、まだ不十分なところがあるようでございますので、これにつきましては、更に市町村教育委員会に対して指導・助言を徹底していきたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。それでは、15分か20分程度で意見交換をさせていただきます。御発言のある方は、どうぞ。

戸田専門委員 専門委員の戸田でございます。10月のある新聞に、福岡の中学2年の生徒が自殺した、その父親に文科省の担当者がお会いになったという記述がございました。その内容を御存じですか。

合田官房審議官 詳細は存じません。

戸田専門委員 その担当官は、宮崎視学官とおっしゃる方で、その生徒の父親がこういうことを直接宮崎視学官に申し述べたようなんです。生徒が学校や教諭を選べるような仕組みの創設など、学校教育の見直しをも要望したと。これは私、テレビでも父親の発言を見ておまして記憶しております。

そこで、その視学官は、父親の強い気持ちをどう教育に生かすか、課題として受け止めたいと話しました。課題として受け止めたい。これは、ただいま議長から御案内申し上げたように、当然、就学校変更申立をしていいわけですね。それであるのに、そのことについて宮崎視学官は今後の課題として受け止めたいと話した。それについて、どうのお考えをお持ちですか。

合田官房審議官 これも宮崎視学官がどういう意味合いで申し上げたかわかりませんが、現に就学校について親御さんが選択する、ないしは就学校の指定があった後に、その変更について親御さんが意見を言う、選べるという仕組みが現にあるわけですが、それが現実には周知をされていない。あるいはきちんと機能していないという状況があって、それについて課題として受け止めるという意味ではないかと推察をいたしますけれども、私、直接本人からお話を聞いておりませんので、確たることは申し上げられませんが、想像するにそういうことではなかろうかと思えます。

戸田専門委員 それだと非常に不思議なことなんですけれども、あれだけ問題になって、全国的にメディアでも報道されて、文科省も重大な問題として受け止めておられたと思うんです。それで、現在の法制度下でも就学指定の変更はできるわけですから、それは当然当該の教育委員会に対して、この場で視学官がその旨を話すなり、あるいは父親にも現在の制度の下でもできますと。非常に施行が不十分であったというようなお話をなさるべきだったと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

その点、先ほどのお話ですと、何か各教育委員会に丸投げしているから、教育委員会のことで私たちは知らないみたいなお話ぶりでしたけれども、こういうふうに直接文科省の担当官にこういう話がいっているんですね。それに対してのお答えも、どうも余り明確ではない。何か文科省としての、そのことについての責任を感じておられるようにも思えな

いんです。その点、何か一言釈明があれば、どうぞ。

合田官房審議官 釈明と申しますか、実際問題としてこれを周知徹底をしていく、そしてこの制度を運用していくということについては、勿論我々としてできることをやっていくことが大切でございますけれども、やはり市町村教育委員会、そして学校現場の方々が、そのことをよく御理解をいただく必要がある。そうでなければ制度は動かないということだろうと思います。

したがって、私どもとしてはそういったようなことを周知徹底することについて、不十分な点があったとすれば、そこは反省してきちんと徹底して、制度が本来の趣旨に沿って適切に運用されるようにきちんと指導していきたいと考えております。

戸田専門委員 これを契機に、学校選択制を全国に普及促進するように文科省としては強力に推し進めるお考えだと受け止めてよろしいわけですね。

合田官房審議官 この制度の趣旨については、それが適切に運用されるように、繰り返しになりますけれども、きちんと指導していきたいと考えております。

草刈議長 どうぞ。

白石副主査 草刈議長が御説明になりました、2ページ目の資料3に書いてありますA、B、C市、これを読みまして、私も非常に不遜で傲慢であると感じ、体が震える思いがいたしました。

教員の実力の過信といいますが、学校現場ですべて解決できるものであって、いじめられている生徒をがんじがらめにして、その場から逃げられないようにする対応ではないかと思いました。

今、戸田専門委員が御質問されたことと若干関連するのですが、既に通知を出されていて、それが周知徹底されていなかった。なぜこれがきちんと周知徹底されていなかったと、そのやり方論の総括をまずしていただきたいと思ひますし、適切に運用がなされるように指導するとおっしゃいましたが、具体的にどういう方法論でこれが100%行き渡るように指導されるのか、アクションプランをお伺いしたいと思ひます。

合田官房審議官 この点については誠にお恥ずかしいお話ではありますが、我々が今まで都道府県教育委員会なり市町村教育委員会に折りに触れて申し上げていることが、私どもがきちんとお願いをすれば、きちんと受け止めていただけるとごく素朴に考えていた。それが、今回の特に必須履修科目の未履修問題等を通じて、必ずしも徹底されていない。文部科学省が教育委員会を通じて、上意下達で現場の箸の上げ下ろしまで口出ししているというふうに、これは御批判でございますけれども、我々自身もどこかで私どもがお願いしたことは聞いていただけたらと思ひていた部分があるんだろうと思ひます。

実際問題として、もしそういうことが周知されていない。就学校の変更の手續等々につきまして、周知されていないということがあれば、そこは我々は事実として受け止める必要があると思ひます。

方法論については、従来のやり方であれば、通知を出すとか、あるいはいろいろな担当

者の会議、教育長なり教育委員さんの会議等で、繰り返しそのことをお伝えるということが通常の方法であります。そういったようなことを我々として引き続きやっていくということは、当然やっていかなければいけないと思っておりますけれども、それ以上にどういう手立てが有効なのか、その辺をまた引き続き考えてみたいと思います。

福井専門委員 この公表状況についてですが、例えば学校教育法施行規則には、手続や変更要件を定めて公表するとあるわけですが、それがどれぐらいの比率で達成されていたかということは、我々の調査以前には把握されておられましたか。

合田官房審議官 端的に言いますと、把握はしておりません。

福井専門委員 フォローアップをしたり、調べられてはいなかったわけですね。過去のこととはともかくとして、わかった以上は、さっきから論点になっていますように、やはり法令違反をする自由は、どんな教育委員会であれ、どんな公的主体であれ、絶対ないはずで。それは所管省庁として、くれぐれも徹底していただきたいと思います。

これは回収率 80% 以上で、具体的にどの市町村が、例えばいじめがあっても学校を変更させないとか、あるいは公表する予定もないと言っているのかについては、固有名詞を全部把握しておりますし、固有名詞を公表することについても調査の時点で了解を取っています。追って整理した上で固有名詞も含めて公表を検討しておりますが、少なくとも文部科学省には、整理できた段階で、どの市区町村教育委員会が我々の目から見て、どのような意味で非常識な見解を申し述べているかということについて、具体的に情報提供させていただきます。手掛かりがあった方が、指導・助言もやりやすいと思いますので、活用いただいて、くれぐれも個別の対応も含めて徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

合田官房審議官 情報提供いただけるのであれば、それは情報提供いただきたいと思えます。その上で、どういう形でそれを活用するか。どういう形で、今、白石副主査からもお話ありましたが、周知徹底、指導していくのがいいのかといったようなことについては、十分検討したいと思えます。

草刈議長 次の議題もありますのであれですけれども、たまたまこの 1 か月、2 か月の間にいじめ問題というのは非常にクローズアップされてきましたね。ただ、この学校選択の普及促進というのは、勿論いじめの対応というのも消極的なあれとしてはあると。ただ、積極的なあれとしても、通学の利便性は消極的か積極的かわかりません。だけれども、部活動等学校独自の活動等の等、等というのが奥歯にもののはさまっているんですが、それは置いておいて、この 3 つの件について大事だということで文科省の方も御認識をいただいて、こういう通達を出していただいたということだと思えます。

にもかかわらず、いじめの問題の解決というのが、焦眉の急であることは事実でございます。1 枚ものの紙がそちらにお届けしてあるかと思えますが、今の件について、次の 2 点を直ちに取り扱っていただけるように申し入れます。緊急性を要するので、ここに書いてあります閣議決定及び事務連絡に基づいて、該当児童生徒・保護者によるいじめへの対

応を理由とする就学校変更の要望に対しては、守秘義務に配慮して例外なく受け入れるように都道府県教育委員会、市町村教育委員会に対して通達を発していただきたいということを申し入れとしてお願いした。これは誤解のないようにさっきから言っておりますが、3つの問題を軽視しているわけではありません。ただし、緊急性という意味でこれを可及的速やかにやって、もう一回はっきりと通達をしていただくことが必要ではないかと思ったので、お願いをしている次第であります。

2のところは、教育評価のところになりますので、これについては後で御説明いたします。とりあえず、それでいいですね。

それでは、時間の問題もありますので、児童生徒・保護者による教員評価・学校評価というテーマに移らせていただきます。

まず、こちらからポイントを説明いたしますが、資料4、資料5をごらんいただければと思います。まず資料4の方ですけれども、閣議決定された内容は、児童制度・保護者による教員評価や学校評価の実施、その評価結果の適切な公表、そして具体的評価結果の教育委員会への報告。これらについて、国がしっかり実施するように促すということがございます。

しかし、またアンケート結果というのを見ますと、個別の授業評価をやっているところは相当に少ないというのが実情でございます。また、更にびっくりしたんですが、このような閣議決定の内容を域内の市町村教諭に対してちゃんと促しているのかと都道府県教育委員会に尋ねたところ、促していると回答したのは半分弱の46.8%になっています。これはアンケートを見ていただければわかるとおりでございます。

結局のところ、文科省を始めとして教育委員会や学校は、教育の提供者側の論理で動いているというふうに思わざるを得ないということでございます。

一方、保護者からの回答では、約七割以上の保護者が教員の勤務評定に、勤務評定という言葉がいいのかどうか分かりませんが、いわゆる児童生徒・保護者による教員評価を反映してほしい。つまり上からの評価だけではなくて自分たちの評価もきちんととらえてくださいと言っております。

これは、アンケートのところを見ていただければわかりますが、左の欄の2番目の黒いポツのところ、反映してほしいというのが73.6%。これは、私どもも非常に残念だと思っているのが、児童制度・保護者による教員評価というものが、公正な形で学習者側の教員評価がきちんと行われていれば、いじめに加担するようなふざけた教師は追放されているはずであると。これを嫌がってやってこなかったというところは、やはり文科省及び教育委員会等々の責任は重大であると言わざるを得ないと思います。

誤解のないように申し上げておきますが、私ども先生方が、すべて悪いなどと決して思っておりませんし、見えざる努力をされている先生が大半であることは間違いありません。これは私どもも決して思っていない。ただ、やはりそこで2、3割の先生方が問題があるという証言がいろいろなところであるわけですし、それをあぶり出してこういういじめ等の関

連もこれあり、そういう害になる先生は早く外へ出すということをしなければいけないのではないかというふうに痛感をする次第でございます。

このアンケートはほかにもございますので、見ていただければいいと思いますが、子どもや保護者が教員評価をしたことがあるかという保護者に対する質問に対して、ないと答えている人が8割でございます。右の下の方は、市町村教育委員会に対して学習者による教員評価や学校評価の導入を促しているかという質問では、促していないという人が12.8%、促しているというのが46.8%で、相当に問題の数字ではないかと思います。

ということで、また恐縮ですけれども、そちらからのお話を伺いたしたいと思います。どうぞお願いいたします。

合田官房審議官 失礼いたしました。まず最初の申入書の件につきましては、突然の話ですので、大変恐縮ですけれども、とりあえず預からせていただきたいと思います。教員評価、学校評価についてのお話でございますけれども、昨年大臣答申、それから本年3月の3か年計画を踏まえて、御案内のように本年3月31日に通知を出させていただいたということで、教員評価制度が今、時点でまだ大きく変わっていないということは、一つは十分な検討時間がまだなかったのかと思ったりもいたしますけれども、私どもとしては、その3月31日の通知だけではなくて、今年9月にも改めて周知の徹底を図るということをやってきたわけでございますけれども、これにつきましては引き続き指導をしてまいりたいと思っております。

御案内のように学校評価ガイドラインというものを作成いたしました。それを配付させていただいておりますけれども、その中でも児童生徒・保護者、地域住民が寄せられた具体的な意見や要望、授業評価を含む児童生徒・保護者、地域住民に対するアンケート結果の活用、あるいは自己評価書を設置者、教育委員会に提出する際には、自己評価をこの際に利用した児童生徒・保護者、地域住民からの意見や要望、あるいは児童生徒・保護者、地域住民に対するアンケートの結果などの具体の情報や資料を含めることといったようなことは記載をしているわけでございます。

これを本年3月に通知した際には、域内の市町村教育委員会にも周知するように依頼したということでございます。

その一方で、私どもとして、学校評価ガイドラインに基づく評価の実践研究、これは予算事業でございますけれども、これを実施いたしまして、その成果の普及に努めている。今そういう最中だということでございます。そういうことですので、もう少し推移を見守っていただけたらというふうに考えております。

このアンケート結果そのものにつきましては、そういったようなことで、我々として努力が足りなかったということもあるのかもしれませんが、いろいろ評価の実施状況のデータ、教育委員会に聞いたデータと、保護者に聞いたデータとの間の関係といったようなことも含めて、ちょっと分析してみたいと考えております。

草刈議長 とりあえず以上ですか。

合田官房審議官 はい。

草刈議長 どなたか何かございますか。どうぞ。

戸田専門委員 恐縮ですけれども、参考資料2 - 5をごらんいただきたいんですが、これはある小学校の授業や生活についてのアンケートなんです。これを見ますと、まず項目だけ追っていきます。

「1 あなたは、次の教科などの勉強はどれくらい好きですか？」。

「2 あなたは、次の教科などの授業が、どれくらいわかっていますか？」。

「3 学校の授業について、当てはまるところを選んで、回答欄に番号を書いてください」。

「4 学校や家庭での生活について、当てはまるところを選んで回答欄に番号を書いてください」。

「5 学校の施設や建物について、当てはまるところを選んで回答欄に番号を書いてください」。

そして最後に、保護者アンケートについてのお願いで、上から3行目に「本校の教育活動等について、保護者の方々のお考え・ご意見等をお聞きすることにより」と書いてありますけれども、これは本校の教育活動について、例えば教員の授業の在り方とか、学校の教育指導全体の在り方に対して保護者の方々の考えを聞くものですね。

ところが、今の5つの項目をごらんいただくとわかりますけれども、これでは「保護者自己反省アンケート」ではないですか。つまり、保護者や学校で学ぶ児童生徒、学習者が、こういうふうに参加しているとか、学習者側の授業に対する姿勢とか、学校の教育活動に対する取り組み方を書かせている。これが、いわゆる授業アンケートだとか、学校満足度調査だとか、あるいは授業評価という形で実態として行われているわけですね。

ですから、先ほど議長からも御案内申し上げましたように、昨年度文科省との合意で閣議決定までなされている、児童生徒・保護者による教員評価、あるいは学校評価というもの趣旨は、学習者側から見て教師の教育指導や学校の教育活動が適切であるかどうかということの評価するわけですね。ですから、これは全く逆ですね。そういう現実があるということが一つです。

そして、児童生徒・保護者による教員評価とか学校評価というのは、ただ評価だけではなくて、実は学習者側からの情報が学校に定期的、かつ恒常的に入るというメリットがあるわけです。

つまり先ほど議長の方からも御案内申し上げたように、いじめがクラスの中であるかどうか、教師が先頭に立っていじめに加わっているかどうか、あるいはその教師がいじめを放置しているかどうか、そういうことが全部わかるわけです。その児童生徒・保護者の匿名性をきちんと保障して、そして適正な評価をさせれば、それを恒常的、かつ定期的にやれば必ず出てくるんです。そういうことが一つです。

もう一つは、それが抑止効果を持つわけです。いじめをするような教師に対する抑止効

果だけではなくて、子ども同士もお互いにオープンにそういうことを匿名で自分たちのことを書くわけですから、書かれるかもしれないですから、不適切ないじめのリーダーになったりとか、そういうことはなかなかできにくいことになります。だから、子どもたちに対するお互いの抑止効果にもなるわけです。

学校の情報というのは、大体上から下にしか流れない。川じゃないんだから上から下にしか流れないということではまずいと思うんです。だから、私どもの立場は、学習者の権利にのっとって学校教育の現実を変えていただきたい。あるいは変えましょうということを、ちょっとお願い申し上げているわけです。そして文科省の方々も、その理念はすばらしいと、そのとおりだということで御理解をいただいて、合意を得て、閣議決定も得て、そして法制化されているわけなんです。

ただ、現実にそれがどうもうまく実施できない。この点、是非文科省の方々の具体的な対応策、あるいはそういうものを実際、実施する意欲と申しますか、努力と申しますか、熱意と申しますか、そういうものがおありになるかどうかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

安念専門委員 今のことを非常に簡潔に言わせていただければ、先生は生徒に点数を付けているんだから、生徒にも先生の点数を付けさせてくれと、それだけの話でございます。それでよろしゅうございますか。

戸田専門委員 はい。そのとおりです。

合田官房審議官 まず、御意見は御意見として我々は謙虚に受け止めたいと思います。その上で、アンケートについて、このアンケートは趣旨が違う、こういうのは親御さんなり子どもたちの意見の反映というか評価という意味では、役に立たないという御趣旨だと思っておりますけれども、そこはくどいようですけれども御意見は御意見として謙虚に受け止めたいと思いますけれども、日本の子どもたちの問題として学力が低下しているということも言われますけれども、それに加えて理科とか数学とかが好きだ、興味を持っている子どもたちが少ないとか、あるいは授業についてよくわからない子が多いといったようなことも言われているわけですね。

こうすることで、子どもたちが実際にそれぞれ教科、国語なら国語について好きだという子が少なくて、好きではないと思っている子どもたちが多いと。

福井専門委員 ちょっと誤解のないように補足します。これは全然構わないんです。この設問が悪いと言っているのではないんです。この設問だけではまずいということです。要するに、子どもたちのことや生活態度や授業態度を聞かれるのは全然構わないけれども、それだけではまずいので、先生の授業のやり方とか、先生が公平に接してくれているかなど、そういうこともちゃんと子どもや保護者の目で、これに加えてプラス で評価していただきたいという趣旨です。

合田官房審議官 私もこのアンケートがパーフェクトだとか、これを弁護しようというつもりはないんですけれども、例えば施設で学校は地震のときに安全だと思いますかと聞

いて、全く安全だとは思わないという評価があるということ。あるいは学校のトイレは使いやすいと全く思わないというような回答が多かったというのは、ある意味では子どもたちが学校の点数を付けているということでもあるわけですね。

福井専門委員 それは学校の本質的機能から言うと、相当遠いところにあるわけで、建物が安全とか、トイレがまともだというのは、基本的な生活の上で当然のことですが、学校は教育サービスを提供していただくという非常に重要な場所ですから、まさに提供していただく本質的要素たる教育が要です。しかも教育はまさに先生にかかっているわけです。その先生がきちんと熱意を持って、しかもやさしく教えてくれているのかどうか、授業を受けているのが楽しいのかどうか、あるいはその先生の授業であれば学力を上げたいと思うとか、一生懸命勉強しようという気になるかどうか、などというのは、勿論生徒の側の努力も重要ですが、まずは一義的に先生がそういうことに責任を持っているはずなんです。親としては、無理やり義務教育学校だと預けさせられるわけですから、そこに困り込んだ以上、学校と先生が、きちんと楽しく身に付くような授業をしていただくことは責務だと思うんです。

それを端的に聞いていただかないとまずい。施設のこととかよりは、むしろソフトの部分、教育サービスのソフトに関する本質的部分をすべからず聞いていただくということが趣旨ではないでしょうか。

合田官房審議官 くどいようですけれども、別にこのアンケートが文部科学省推薦だというつもりは全くないんですけれども、この学校の立場としては、善意に解釈すれば、例えば国語についてよくわかっている子どもたちが非常に少ないということがあれば、その学校として反省する材料になるという意味では、かなり教育活動の本質的な部分について、子どもたちの状況が反映される資料にもなり得るのではないかとということをお願いしたいだけの話です。

福井専門委員 そこまでは全く異論はないんですが、ただそれが何のせいなのか。例えば子どもが夜ふかししたり朝御飯を食べないせいなのか。あるいは先生の教え方が上手ではないせいではないのか。先生がえこひいきしているからやる気がなくなっているのではないのか。

後者のような理由群に当たる場合は、先生と学校自身が自己反省を深くしていただかなければいけない。その材料も提供させないような聞き方は、まずい。非常に重要な部分が欠落している。

こういう設問がいけないということではなくて、こういうことを聞いていただくのに加えて、やはり本質的部分も聞いていただくように是非促していただきたい。

このアンケートはちょっとひどいと思いませんか。例えば個別の教員評価は13%しか小学校でも中学校でもやってなくて、しかも無記名がそのうち7割。こういう評価をやるときに、記名はまずい。担任の先生に対して担任の先生の評価をしたものを記名で提出するなどというのは、やっていないのと同じだという認識です。ちゃんとやっているところと

というのは全体の 10% にすぎないのです。幾ら何でも少な過ぎるのではないのでしょうか。

合田官房審議官 まず前段のお話について申し上げますと、個別のアンケートについて、恐らく各学校がやっているアンケートについて、不十分なところ、もっと改善した方がいいところはたくさんあるだろうと思います。それは、なかなか最初からすべての学校で 100% のアンケート調査みたいなことはなかなか難しい面もあると思いますので、すべて現場に投げるつもりはありませんけれども、そこはだんだんによくしていく努力はしていかなければいけないというのは、そのとおりだろうと思います。

それと、ただ最初から 100% のアンケートではないから、やったって意味がないというふうに言われてしまうと、ちょっと先生たちかわいそうだなという感じがするということです。

白石副主査 私も保護者なのですが、このアンケートが学校から記名式で回ってきて、担任の先生に提出するとなると、ほとんど A に が付いて、A + くらい付けるかもしれません。先生の熱心な御指導によって子どもたちはお陰様で楽しく学校に通っておりますと、本当にお世話になっておりますと書くと思うのです。

保護者にとってこういうものが回ってきたときは、それはある種の踏み絵でございますので、子どもを人質に取られているわけですから、先生の心象を悪くするのは非常にまずいと思うわけです。まずそういうフィルターがかかるという前提でお話をさせていただきたいと思います。

2 点目は、やはり閣議決定された事項が、今、学校現場でどういうふうに進んでいるのかというプロセスをきちんと把握していらっしゃるのかどうかということなんです。文科省さんは、すぐ何かというと地方分権とか学校現場の自主性ということをおっしゃるわけですが、一旦閣議決定されたことがどこまで進捗して、今そこで行われていることにどういう弊害があって、どういうふうに改善すべきなのかということを閣議決定された以降で何らかアクションをお取りになったかどうかということなんです。

もう一点は、私もある県の教育委員をしておりますけれども、学校評価や授業評価、やったとしても教員評価は一時点の評価で、ペーパー情報のものが非常に多いです。ある先生が学校に来られて、それが 3 年で非常によくなってきたかとか、10 年前と比べてどうであったかというプロセスが見られる評価というのは、ほとんどありません。ですから、一時点の評価で全部終わってしまっているということなんです。

そういうことを回避するためには、何らかのデータベースをつくるわけですし、使わなければいけませんし、それを管理者や教育委員会が見ることによって、ここの学校は非常に努力をしているというプロセスがわからなくてはいけないわけです。そういうことについて御努力をされているのか。

この点について、お伺いさせていただきたいと思います。

合田官房審議官 大変ごもっともな御指摘だと思います。まず第 1 点の、記名式のアンケートについて、記名式のアンケートで出てくる結果というのを鵜呑みにしてはいけないと。

逆に言うと、記名式のアンケートでは取れない情報があって、そこは無記名のアンケートをやらなければいけないということはそのとおりだと思います。だから、アンケートをするときには、その点を十分留意するというのは、ごく基本的なことだろうと思います。

したがって、このアンケートには確かに改善の余地はあるのかもしれませんが、先ほどちょっと申し上げたかったことは、このアンケートがだめだということではなくて、このアンケートはアンケートとして、こういう点を次のときには改善するという格好で、だんだんよくしていくということをやっけていかないと、多分話は始まらない。

また、いつものパターンだと思われるかもしれませんが、文部科学省の方で事細かく、こういうアンケートをおやりなさいとって、スペックを全部書き切ってやるといったようなことよりは、むしろそうやって各学校でいろいろ試行錯誤をやっていくところにも意味があるのではなからうかと、個人的には思いますけれども、くどいようですけれども、だからといってこれを正当化するという意味ではないんですけれども、記名式のところについては、そういう限界があるという御指摘はそのとおりだと思います。

それから、閣議決定があって、文部科学省としてその閣議決定の線に沿ってきちんとやっってくださいというお願いをして、それについてフォローアップをしてきたのかという御指摘についてでございますけれども、これははっきり言ってフォローアップはやっていません。今年の3月に通知して、そして更に今年の9月に改めて3月にはこういう通知をしましたねと、こういうことで閣議決定になっていて、こういうことでお願いしますということなのでよろしくお願ひいたしますというお話を、今この時点に至っているわけですので、ほうっておいていいと言っている意味ではないんですけれども、そこはしかるべきタイミングが来たらきちんと実態を把握するということは。

白石副主査 ただ、前期の授業はもう終わっていますね。

合田官房審議官 3月31日の通知が行って、それから直ちに動き始めた学校もあると思いますけれども。

白石副主査 何割が直ちに動き始めて、何割ができていないかという数値でさえ押さええらっしゃらないわけですね。

合田官房審議官 それは、この12月時点ではまだやってないということでありまして、遅過ぎるというお叱りであれば、それは甘んじて受けるしかしようがないんですけれども。

福井専門委員 本来、所管省庁でない我々がおせっかいをしたみたいな格好になっているんですが、結果としていいデータが得られたことは認めていただけたと思います。多分こういうことを恒常的にやっていただくのは、本来文科省の役割だと思うのです。責務として、ないし所管事項の当然の帰結として。

審議官がおっしゃったように、現場の自主性というのは勿論大事なんです。例えばそれは、1回目はいいと思うんです。しかし、授業や教員の評価についてもきちんと匿名性に配慮して、かつフェアにやるんだということを、一応一旦は決めて言っているわけですね。けれども、もう半年以上経つのに、実はほとんど守られてないか、確信犯的に無視するつ

もりであると宣言している教育委員会も少なからずあるわけで、このような状況がわかった以上、どうぞ自発的にやってくださいということではまずい。どこがそういう姿勢かということは我々個別に把握しておりますので、それは別途情報提供申し上げるとして、そういうところが何となく趣旨を忖度してはいるが、まだ間に合いませんと言うのではなくて、最低限、言わば学校独自にいろいろ自由に聞いていただくべきことがあります。子どもがどれぐらい学習に取り組んでいるかを知るにはいろんな工夫の仕方があるし、一律ではないけれども、内閣として決めた根幹的なことは、個別の授業や個別の教員や個別の生活指導、学習指導についての保護者、生徒、児童による評価です。

これをやる。しかも匿名性を厳格に担保してやるということは、政府として決めたわけですから、例えばフォーマットとしてはこうだ、ひな形はこうだということも含めて、やってないところがこれだけある以上は、具体的に教えて差し上げるようにしていただきたいと思います。

草刈議長 さっきからずっとお話を伺っておりまして、やはりこういう形で、閣議決定に沿った方向づけが十分に行われていないということは御認識をいただいていると思うんですけれども、それはいいですね。

合田官房審議官 十分であるかないかということよりも、そういう方向で我々は努力していかなければいけないと、我々が今そういうところにいるというのは、そのとおりだと思います。

草刈議長 ですから、ゆっくりというか、少しずつやっていけばいいんだとおっしゃりますが、テンポが私たちが考えているもの随分違うんです。このスピードの時代に、半年以上も経っているわけですから、こういう結果が出てきてしまったということについては、やはり指導される官庁としては、それなりのきちとした総括をしていただいて、教員評価制度、学校評価制度、とりわけいじめの問題から考えたときに、ここで決められたことについてよりスピードを持って対処していくということについては、約束していただきたいと思いますが、よろしいですか。

合田官房審議官 ぼちぼちやればよいというニュアンスで伝わったとすると、それは大変言葉足らずで申し訳なかったと思います。スピード感を持ってやっていかなければいけないというのは、そのとおりだろうと思います。

ただ、一言弁解させていただくとすると、我々として実態を把握するときに、勢いその調査をかけることになります。今いろんな各種調査がたくさんいっているという状況の中ですので、一番効果的なタイミングで、ミニマムのテーマでミニマムの効果が上がるようなことを考えなければいけないという頭があるということで、このタイミングでどうなのかというニュアンスのことを申し上げたと思いますけれども、そこはいずれにせよ、我々としてできるだけ努力をしていきたいと思っております。

草刈議長 その努力をしていただくという姿勢とし、できるだけ早くやって、タイミングというのはあると思いますし、時間がある程度かかるとは思いますけれども、何しろ時

間がかかるということを言い訳にせずというものが割と多いんですよ。だから、そこから辺を重々御承知の上で御指導いただきたいと思います。

私は1つだけ質問があるんですが、教師、あるいは教員というものについて、勿論我々は先生というのは非常に大事な存在であるということは、さっき申し上げたように思っておりますが、しかし、教師は聖職であると、したがって、それには評価をしていかぬとか、そういう議論をときどき聞く、特に70以上のおじいさんからそういうことをよく言われて叱られるんですが、まさか文科省さんとしては、そういうことは思っておられないでしょうね。つまり教員の評価というものがこれから非常に大事になる。それを評価して、評価というのはいろんな意味があって、いわゆるそういう方々の処遇の問題にも関わってくるし、あるいは必要なものに依じて検証する必要がある方もいる。あるいはもっと、いわゆる上に持っていくための一つの材料にもなるということもさることながら、一方では学校選択のための一つの資料になることも事実なので、非常に大事だと私どもは思っているわけで、死んでも評価というのはいかぬということは思っておられないということだけ確認しておきたいと思います。

合田官房審議官 私どもその評価の問題はずっと以前から課題として持ってきました。福井先生もよく御存じだと思いますけれども、大学の世界でも一昔前は評価などと言った途端に、一体だれが、どういう基準で評価するんだと、評価は難しいと、だからすべきでないというのが大学人のコンセンサスだったんです。それが、難しいけれどもやっていたいかなければいけないというふうに変わってきたんだろうと思います。

初中教育の世界でも、随分もう評価というのはいかぬとやっていたいかなければいけないという意識は広がってきていると思います。ただ、今、るる御指摘があったように、まだ経験が浅いということがありますから、いろいろ不十分な点はあるだろうと思います。それは直ちに改善をしてもらいたいと思うのは山々ですけれども、そこはある程度時間がかかるという要素もある。

先ほどお答え漏らしてしまいましたけれども、白石先生からお話のあったプロセスとして経年で見えてくるといったようなことについても、非常に重要だと思います。ただ、これをやっていくためにはそれなりの時間が必要だと、それはアンケートする調査のデザインについても、それなりに周到に考える必要があるということだろうと思いますから、そういったような意味合いで申し上げているわけで、決して評価があってはならぬとか、そんな不遜なことを教師に対して何事かということを上上げるつもりはありません。

草刈議長 ありがとうございます。そこをとにかく確認できれば、私としては非常にありがたいです。

どうもお話を伺っておりますと、随分合田審議官は柔軟にいろいろ考えていただけるようなので、今後とも大いに期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ついでにこの紙ですけれども、実はいじめの話ばかりする気はないんですけれども、やはり今、いじめという問題を、何とかして少しでも火を消していくということは、そちら

も、我々も本当に共通の悲願だろうと思うので、2番目に書いてありますように、教員評価というものに対して危機感を持っておられないんだとすれば、今こういうものはまだ確立していません。したがって、先ほどの閣議決定に基づいて学習者による教員評価制度を定めて、今年度中に全国的に実施していただいて、問題教師について退室させるための効果的な措置、これはいじめという問題だけについてでも結構ですから、そういう措置を取っていただきたいというのが2番目の申し入れ事項です。

これはもう余り時間が、我々の最終答申にもないものですから、できれば1週間ぐらいの間に、この措置についてどうされるのかお答えをいただきたいと思います。

あと何かあったら、皆さんからどうぞ。

福井専門委員 若干補足ですが、合田審議官の評価が今、重要になっているというのは、大変心強い限りなんです、いみじくもおっしゃったように、審議官が高等教育局でらつ腕を振るわれて、大学を法人化したり、あるいは大学教師の評価制度とか、随分つくられましたね。

今も御承知のように、大学の世界では、教員の任期付き採用は当たり前になりつつありますし、非公務員化されて身分保障もなくなった。また大学の評価に関して、学生が個別の教員をどの程度評価しているのかという点は、必須の要素ですね。現に私どもの大学などでも一人の教員が同じ一人の学生から、5段階ぐらいに分けて10項目以上評価されています。勿論、匿名です。だれが評価しているかわからない。授業はわかりやすいとか、シラバスに沿って進められているとか、事細かにチェックされていて、今や大学教員はそういうものが当たり前だと受け止めつつあるわけです。場合によったら、実際に昇給や昇格に関わるわけです。サービスの提供者ですから、我々はそういうものだと思って仕事をしている。

ところが、恐らく初中局にいらっしゃって、多少お感じになる面はあるんじゃないかと推測しますが、小学校、中学校の先生方の世界というのは、我々の実感からしても、それからはかるに遠いところにあると思います。大学から比べると、3周か4周ぐらい遅れていて、どこかで現場の先生たちは、自分たちは聖職だから、生徒や保護者ごときに評価されてなるものか、という意識が見え隠れするのです。本来子どものための先生であって、先生のための学校ではないわけですから、肝心なことには介入していただかないとまずいと思います。

事あるごとに、分権とか地方に任せてあるという議論をされる方も一部にはいらっしゃいますが、それはおかしい。勿論、任すべきは任せていただかないといけないけれども、例えば評価を匿名でやる、しかもフェアにやるなどということはもう当たり前のようになっていただかないといけないし、さっきの公表しないといけないルールという、法令上の義務を守るということも当然やらなければならない。そういうものは当然義務づけるべきだし、場合によったらそういうことをやらない人は、法令違反ですから懲戒処分の対象にしたって構わない。昇給や昇格に関連させるべきかもしれない。いろんなやり方

があるはずですが。

大学だったら、予算にも影響しますね。ところが小中学校は今はそういう責任も問われないで済んでいる。事ほどさように、甘い仕組みに対して、もうちょっと抜本的にメスを入れていただかないと、大学と比べても、イギリスやオランダと比べてもかなりの程度落差があるということは間違いないので、くれぐれも適切な対応をお願いしたいと思います。

合田官房審議官 幾つかの話があったのであれですけれども、本日いただきました申入書の件につきましては、とりあえず預らせていただいて、また対応を考えたいと思います。

大学で学生による授業評価を導入するときには、学生による授業評価を導入するときには、学生なんかには判断能力があるのかとか、学生なんかには評価されて授業になるかという御意見はあって、それは大学の世界では乗り越えたと思います。それはそのとおりだと思います。だけれども、初中教育をそれと同列に考えていいのかどうかというのは、やはりちょっと考えなければいけない面があるのかなという感じはいたします。これは私の個人的な感じですけれども。

福井専門委員 ただ、御承知かもしれませんが、小学校や中学校の進学塾や予備校のようところは、御存じだと思いますが、徹底的な講師評価をやるんです。生徒からもそうだし、保護者からもそうです。それで本当に先生が入れ替わったりして、評価が物すごく厳しい。塾の方などに話を聞くと、極めてあてになるといいます。小学生に判断能力がない、などという言い分は冗談じゃない、大人よりよく見ているとお聞きします。もし何かバイアスがかかったものが出てくれば、それは大学生だって、大人の世界だって同じことですから、見る人が見ればわかるはずですし、少なくともまず生の情報を得ることは最低限必要だということで閣議決定にまでなって評価の方針が決まっているはずですが、そこは是非逆行することなく邁進していただければと思います。

白石副主査 既に私学などでもこうした学校評価に取り組んでいらっしゃる先生、個別の評価に取り組んでいらっしゃる方のお話を聞きますと、子どもの評価と校長が教員を評価する視点は大体同じ、保護者の人はやや厳しめでぶれるので、少しウェートを低く置いているということなんです。

まだ初等中等教育で問題が多かろうと思われるのであれば、先行している事例について研究をされた上で、是非まずトライをしていただくことをお願いしたいと思います。

草刈議長 それには、こういういじめというものがあるときが一番抵抗が少ないということをお申入書の中で申し上げているということをお理解していただきたいと思います。

予備校とかでいろいろモデルがあるはずなんです。必要ならそれをいつでもお持ちしますので、御参考にしてください。

福井専門委員 いじめ対応に関連して、若干、今の話の流れで第1の論点に戻りますが、これも情報提供なんですけれども、さっき草刈議長からも申し上げた、いじめは指導で100%解決できるから就学校の変更などできないと言っていらっしゃるA市というのは、埼玉県の加須市です。

いじめがあると認識した保護者、指導、生徒から何の根拠も示されないで申請される場合が想定される、許可は難しいと言っているB市。これは群馬県の伊勢崎市教育委員会です。

いじめへの対応については、客観的に見ていじめであると判断できず、理由が相当なものとして成り立たない場合が想定され得る、本人はいじめを受けたと言っているけれども、理由が相当なものかどうかもう一回審査するとおっしゃっているC市というのは、大阪府の岸和田市です。これについて、さっき審議官がどういう意図で言ったのかわからないとおっしゃいましたが、それは私だってわかりませんけれども、就学校の変更申立があったときの対応として、一般論としてこういう回答を平気で返してこられる神経は、我々にはちょっと信じ難いものがある。具体的にこういう市区町村教育委員会の判断に、ひょっとしたら何らかの合理性があるのかもしれませんが、あるとしたらいったい何だろうか。ないとしたら、今後どうしていただくべきだろうか。是非具体的に調査をお願いしたいと思います。

草刈議長 どうぞ。

合田官房審議官 誤解があったらまずいのであれなんですけれども、初中教育段階では、評価があってはいけないという意味で言ったわけではなくて、大学と同じように考えるということでもいいかどうかということについては、よくよく考える必要があるという意味合いで申し上げました。

それともう一つ、地方分権だからといって、無秩序、法もルールも全くないということでもいいわけは全くないので、それはそうなんですけれども、しかし、それにもかかわらず、やはり現場の裁量を極力尊重しつつ、最終的には国として責任を持つという形を我々としては目指している。

というのは、これは今度の学習指導要領の問題でもつくづくよくわかったことは、学校というのはある一定の環境条件の中で動いているわけです。その環境条件をそのままにしておいて、規制だけかけてさま見ろと言っている、学校も生き物ですからそれなりにそういう環境の中での最適な解を見つけようとするというのは、ごく自然なことなんです。

その中で、結局自分たちが自分たちのことをきちんと評価して、情報を公開して、そういうことで自分たちがよくなっていくという方向に学校が自ら向っていくという方向に、どうやったら持って行けるかということを実際に考えないと、規制をかければ、それで学校が動くと思うとすると、それは我々のそれこそ思い上がりかなという反省を込めて申し上げているということで御理解いただければありがたいと思います。

福井専門委員 1点だけ補足すると、何となく御趣旨はわかりますが、それでも絶対やらないといけないこと、ミニマムの法令上守らないといけないことについては、そんなことを四の五の議論する余地はないはずです。とにかくやれ、でしょう。まずはやってから裁量について考えるというのが筋です。その上で、自由度の高くて然るべき部分は勿論自主性に任せればいい。法令で拘束されていて、ねばならぬという覇東行為の部分で「やら

ない裁量」があるという勘違いをしている現場が少なからずあるのはおかしい。これは徹底的に是正いただく必要があると思います。二段階あると思います。

戸田専門委員　しかも、これは学校で学ぶ方の、早く言うと教師と学習者となれば、学習者の方が立場が弱いわけです。その学習者の立場のためにやれと学校に言うわけですから、これは理念からいっても、大義名分からいっても、非常に合理性があると思います。

草刈議長　そういう辺りで、教員評価、学校評価の問題、もう時間が来ましたので、そろそろ閉会したいと思いますけれども、今お話を伺っていて、やはりこういういじめという問題が出てきている中で、やはり教員評価というのは私どもとしては急いでやる必要があると思っております。

やり方として、無記名にした場合にどうするかというのは、実は企業でも上を下が評価するということはよくやっているんです。だけれども、これはさっきの白石さんの話ではないけれども、ツーカーになってしまうとあれだから、もし記名でやったら、ばかでもごますりのことを書きますね。それと同じことで、大体シンクタンクとか、そういう第三者を使って守秘をきちっとするというのが常識なので、その辺も配慮して、是非具体的にそろそろ考えていただきたいということを最後をお願いしたいと思います。

もう一つ、最後に提案なんですけど、どうもいじめばかりで申し訳ないんですけども、非常に深刻な状況になって、社会問題でございますので、今日お話ししたような問題意識を含めて、文科省としていじめ緊急調査というのを実施していただいたらどうかと。これは前に新聞で見たんですけども、文科省さんからの同趣旨のアイデアがあったように記憶しています。ただ、それは前提として予算措置の手当をしてからとも伺っているわけだけれども、事態は予算措置、金云々ということを持っている場合ではなくて、この問題がクローズアップされた時点で、もっと早くやるべきではなかったかという気がいたします。やや遅きに逸した感はあるかもしれないけれども、可及的速かに悉皆調査をやる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

合田官房審議官　いじめの問題については、特にいじめによる自殺が相次いだ時点で、私ども緊急に教育委員会の関係の方々にお集まりいただいて、チェックリストをお渡しして、これで即座に対応してくださいということをお願いしました。

一方、これも新聞等でもいろいろ報道されましたので、御存じのとおりですけども、私どものいじめに関する調査そのものにやはり実態がきちんと把握できないという問題があったのではないかということで、非常に実態のつかみにくいいじめというものを、どうやったらきちんと把握できるのかということについて、今、研究してもらっております。

いじめの定義であるとか、そのつかまえ方といったようにことについて、きちんとしたことをやらないと、単に調査の数を増やすだけになりますので、急ぐことだということもわかりますし、文部科学省としてきちんとした実態を把握すべきだという御趣旨も大変ごもっともだと思っておりますけれども、その調査の方法はよくよく考える必要があると思っております、我々もそういうことで調査の方法を今、考えているということですから、調査

しないということではないんですけれども、調査の方法についてちょっと検討させていただきたいと思います。

福井専門委員 ちょっとよくわからなかったんですが、いじめのどういう点について、微妙といいますか、はっきりしない、ないしは調査がやりにくい点があるんですか。

合田官房審議官 これも新聞等で報道されていましたが、いじめの調査をするためには、まずいじめの定義をしなければいけないわけです。いじめの定義をして、例えば強い者が弱い者に対して継続的というふうに言うと、受け止め方によってはこれは強い者が弱い者に対してやっているとは言えないと、継続的とは言えないという格好でいじめの定義から外れていってしまうということが現に起きたわけです。

いじめというものの定義をもう一遍やり直さなければならない。

白石副主査 定義を付けるから難しくなる。

福井専門委員 なぜそんな厳格が定義が要るんですか。

合田官房審議官 子どもたちがいじめと受け取っているものをいじめだと定義したらどうだという意見もあるんですけれども、それで学校がアンケートをすると、お姉ちゃんにぶたれたと、いじめられたという答えが上がってくるわけです。

福井専門委員 それでいいじゃないですか。家庭内のささいなけんかかどうかなどというのは、大人が見たらわかるじゃないですか。

合田官房審議官 それでいじめの実態を把握したということになるのかどうかということですよ。

福井専門委員 そんな大議論をいつまでやるんですか。

合田官房審議官 それは今、現にやってもらっていて、そんな延々何年もかけてやろうと言っているわけでは勿論ないんですけれども。

白石副主査 どういう面で、どんな研究をされてらっしゃるんですか。

福井専門委員 明日にでもできるような調査だと我々は思っていたものですから驚きません。我々の感覚は、別に議論して、ぎっちり定義を詰めたわけではなくて、非常に直観的な感覚は、本人がアンカンファタブルだと思ふような友達との行為の関係をいじめだととらえるという程度のものではないかと思っていたのですけれども、違うんですか。

合田官房審議官 この点については、我々も何度も失敗してきておりますので、なかなかそう簡単なものではないと思います。

今、兵庫教育大学の梶田叡一先生を座長に有識者会議というものをつくっていただいて検討をさせていただいているところでございます。

福井専門委員 いつ結論が出て、いつ実施できる予定ですか。

合田官房審議官 目標ですけれども、来年早々にも調査票を発送したいと考えております。

白石副主査 ということは、調査票がまとまるのは夏以降とかですか。

福井専門委員 来年というのは来月のことですか。

合田官房審議官 来年早々という意味は、19年です。

福井専門委員 2007年1月ということですか。

合田官房審議官 そうです。

草刈議長 それで、いつ調査結果が出る予定ですか。

合田官房審議官 私自身直接把握してないのであれですけども、来年早々にも調査票を発送したいということのようですから、そんなに時間を置かずに。

白石副主査 学校に対して調査票を発送するのですか。

合田官房審議官 教育委員会です。

福井専門委員 保護者とか生徒に個別個票は配らないんですか。

合田官房審議官 だから、その辺も含めて今、検討していただいているということだと思います。

福井専門委員 これも我々でぎりぎり詰めた議論ではありませんが、おおむね我々の感覚では、そうやってのんびりしている間にもまた自殺してしまう子どもが出てしまうかもしれない。とにかく、だれかが自分はだれかにいじめられていると認識して、被害者だと感じて、あるいは非常にアンカンファタブルだと感じている子の悩みなり悲痛な声を直ちに掌握することが大事ではないかという感覚を持っております。

そのためには、教育委員会とか学校は勿論やってもいいけれども、マストなのはやはり個別の生徒と個別の生徒の保護者です。彼らが自分が被害者になっていたり、あるいはだれかが加害者と被害者として関係があるのを見聞していたりするという、子どもしかわからない情報を、まず大人の、しかも教育行政の責任部局が完全に把握すべきではないかという感覚です。

そのためには、調査票の中身も抽象的なことではなくて、あなたはだれかから被害を受けていることがあるのかどうか、あるいはあなたが、だれかがだれかに対していじめをしているとか、あるいはだれかがいじめ被害を訴えているということを見聞したことがあるのか、あるしたら、それはだれとだれの関係かということ、絶対にあなたの身の安全は保証する、匿名性も保証するから、ありのままに書きなさい、といって、全国の全校生徒とその保護者に対して聞く。これを、いじめの問題が出た直後、半年ぐらい前にすぐやってもよかったことではないか。そういう感覚を持っています。少なくとも中身とか手続について、そういうことを踏まえたやり方で来年早々の調査ではやっていただけませんか。

合田官房審議官 誤解があるようなので、今、現にいじめで非常に深刻な事態にある。あるいは自殺をするかもしれないぐらいな状況にある子がいないかとか。緊急の対応についてはさっきも言いましたけれども、早々に全国の都道府県に集まっただけでチェックリストを渡して、それできちんとチェックしてくださいということをお願いしてあるわけです。

福井専門委員 でも、全校生徒対象のいじめの被害者調査とか、見聞調査についてそう

いうことを調査されたという子どもたちのことを実際に聞いたことがありません。

合田官房審議官 その緊急対策ということとは別に、これは今まで毎年定期的にいじめの実態はどうなっていますかということの把握を我々としてきちんとしっかりやっていたかなければいけない。その調査の方法に問題があったということなので、その調査の方法を改善して、改善したバージョンで年明けにやりたいということです。

白石副主査 どうもお伺いしておりますと、調査の目的、調査の目指すところが、私どもの見解と違うような気がして、何のために調査するかというのは、今、悩んでいる子どもたちを緊急的に救うには、まずその実態を把握する、それが私は先決だと思うのですが、今、おやりになっている調査は、定点観測をするために定義を明らかにし、どういうアプローチでやれば正しい数値が把握できるかということに主たる目的を置いてらっしゃるわけですか。

合田官房審議官 ですから、おっしゃるように2種類のことがあって、いじめの早期発見・早期対応というのは、これは調査する、しないという話ではなくて、日常的に何かあったときには先生がきちんとそれが把握できなければいけないわけです。それができていなかったということが反省材料としてあるわけですから、それについてはチェックリストを持っていただいて、何かサインがあったらすぐに受け止めるということをやっているということをやっております。

白石副主査 それを毎月やれば、改めて1月にやらなくても件数把握はできるわけじゃないですか。

福井専門委員 その先生にはたまたま耳に入ったとか、あるいは顔色が悪いとか、あざがあるということだけを見るという意味ですか。そこがさっきからはっきりしないんですけども、いじめ緊急調査というのは、先生の観察なんかよりも、まず被害者からちゃんと申告してもらい、ないしは被害者がいるのを見聞している第三者が証人として申告していただく。これをやらなければ、正確な情報はわからない。そういう内容は入っていないんですか。

合田官房審議官 かなりいじめ問題にどう対応するかという話になってしまいましたけれども、そういう意味でその直接の担当ではないので、答弁するのが適切な人間ではないかもしれませんが、いじめというのは、あなたにいじめられていますかといじめられている子に、いじめられているなら正直に言ってねと言いますけれども、いじめられている子たちにとって自分がいじめられているんですと言うことは、とても勇気が要ることだと思いますね。それは、ある種自分のプライドを捨てなければいけないことですから、いじめられている子が言ってねと言って聞いて回ればいじめの実態が把握できるという簡単なものではないですね。

ですから、それは周辺の子たちに聞くとか、いろんな工夫をして、現にそういう子たちが学校に、必ずいじめがあるというつもりで各学校を点検してもらおうということはやってもらわなければいけない。

そのときに。

福井専門委員 事実として、緊急調査では生徒に個別では聞いてないんです。専門というか、御担当ではないのかもしれないけれども、それはそういう理解でいいんですね。

合田官房審議官 いわゆる全国調査で、何県でいじめが何件ありましたというたぐいの聞き方はしてないと思います。

福井専門委員 それはそうじゃないと思うんです。生徒にまず一斉に、だれかに対して特別にということではなくて、機械的定形的にすべての生徒に対して、あなたとあなた以外の被害について、ありのまま書いていただきたいという端的な調査をやるべきだと思います。

これは、アメリカ、オランダ、イギリスなどの小中学校では常識です。要するに機械的に聞くからみんな正確なことを言うんです。何かあったら申告してくださいという、職員室にわざわざ言いに行った子がいると、あいつ何しに行ったんだということになる。その直後に先生がだれそれ君がいじめているんだね、なんて話題にしたら、今度はまたその子が標的になりかねないわけです。

必ずみんなに時間を取らせて、機械的にだれが言ったかわからないような一斉記述の匿名も含めた具体的な事実記入のアンケートを取ればいいわけです。そういうことをやることは、諸外国ではかなり常識になりつつあるのですけれども、今これだけ自殺とか社会問題もあるんだから、それぐらいのことはやった方がいいのではないかという趣旨で申し上げているわけです。

草刈議長 どうぞ。

合田官房審議官 そういうことを年明けにやろうと言っているんだと思います。

福井専門委員 それでは、是非そのようにお願いいたします。

草刈議長 実は、今日早くやらないともっともっと被害が広がるということで、御提案をしたわけですが、どうもお話を聞いていると、余り有効な手段が取られそうもないという感じがするんです。

非常に我々にとっても労力がかかるんだけれども、もう自分たちでやるかということも今、検討中なんです。ですから、それは頭に置いておいていただいて、別に競合しようという気はないけれども、福井さんの問題と一番困っている人に光を当てて、ちゃんとした悩みが出てくるような方法論を考えるのは、私たちも必要なことだと思っているので、場合によってはやるかもしれませんから、それはテイクノートしておいていただきたいと思っています。

今日、実はこのほかに情報公開、つまり全国学力調査というのがテーマとしてありますね。これの情報公開。それから、教職大学院の修了者の処遇の問題についても、今日議論をしたかったんですが、もう時間的にも1時間半経っておりますので、これについては最初に申し上げましたけれども、これからはいろいろそちら様と最終答申のとりまとめということでいろいろお願いいたしますので、その中でこの残った2つのテーマをやらせていただ

くようにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

草刈議長 それでは、そういう理解をしていただいて、今日の公開討論をこれで閉会とさせていただきますと思います。

今日は、皆さんがらっとメンバーが変わられまして、残っている方はこちらに一人ぐらいしかおられないけれども、それから教育問題は非常に大事なテーマだと我々も思っておりますので、誠心誠意こちらも対応していくつもりですので、よろしく御指導のほどお願いしたいと思います。

今日は、どうもありがとうございました。